

(対大臣・副大臣・政務官)
4月25日(火) 参・法務委

民事局 作成
元榮太一郎 議員(自民)

1問 改正をこのタイミングで実施する理由及び改正の趣旨について、法務大臣に問う。

[これまで改正がなかった理由]

- 民法は、条文 자체がシンプルに書かれており、その規定内容の抽象度が高いため、社会・経済情勢の変化に対しては、その改正をしなくても、条文の解釈により、一定程度、対応することが可能であったものと考えられる。
- また、一定の分野における社会・経済情勢の変化に対しては、民法の特則を定めた法律を個別に制定すること等で対応してきたという面もある。
- 他方で、民法の債権関係の規定は、取引社会を支える最も基本的な法的インフラであることから、その規定内容の見直しは取引社会に多大な影響を及ぼすおそれがある。そのため、民法の見直し作業は、法律の専門家でない国民各層からも広く意見を聴取しながら、慎重に進められる必要があるなど、個別に特則を制定することと比べて、その改正に伴う社会的なコストは極めて大きいものと考えられてきた。
- そのため、民法の債権関係の規定について、本格的な改正に着手されないまま、約120年が経過したものと考えられる。

〔改正を必要とする状況にあること〕

- ・ もっとも、今般の改正法案においてその目的とされたように、社会・経済の変化への対応を図るとともに、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、規定内容の全般的な見直しを行う必要は既に高まっていたものと考えられる。
- ・ 特に、消滅時効期間や法定利率制度の見直し、あるいは定型約款に関する基本的な規律の創設などは、まさに民法において行うことが必要とされるものであり、民法自体を見直さざるを得ない状況に直面しているものと認識している。

〔改正の時期及び趣旨〕

- ・ 以上のとおり、民法については、複数の要因が重なって約120年間改正をしてこなかったものであるが、今般の改正は、社会的な必要に基づいて妥当な時期に行うものであって、その内容としても、社会・経済の変化への対応を図るとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとすることを趣旨とするものであり、適切なものと考えている。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 █ 携帯電話 █】

平成29年4月25日（火）
元榮太一郎（自民）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

2問 第465条の9第1号に、「理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者」とあるが、「これらに準ずる者」とは具体的にどのような者を指すのか。例えば、実際は従業員だが役員であるかのような肩書きとして「執行役員」という肩書きが民間の企業に一般普及しているが、このような者は含まれるのかと併せて、法務当局に問う。

（答）

1 理事等に準ずる者

ご指摘の「準ずる者」とは、名称のいかんを問わず、理事、取締役等と同様に、法律上、法人の重要な業務執行を決定する機関又はその構成員と位置付けられているものを指す。例えば、宗教法人における責任役員（宗教法人法第18条）や、持分会社において業務執行社員が定められた場合における業務執行社員（会社法第591条、第593条）などがこれに該当する。

2 「執行役員」が該当するか

他方で、委員ご指摘の「執行役員」については、法律上はあくまで従業員であるのが通常であり、法人の重要な業務執行の決定に関与する機関の地位にはないものと考えられる。したがって、このような執行役員は、理事等に「準ずる者」には該当せず、例外的に公正証書の作成を必要としない者には含まれないことになるものと考えている。

（参照条文）

改 正 案	現 行
<u>(公正証書の作成と保証の効力に関する規定の適用除外)</u>	
第四百六十五条の九 前三条の規定は、	（新設）

保証人になろうとする者が次に掲げる
者である保証契約については、適用し
ない。

二　主たる債務者が法人である場合の
その理事、取締役、執行役又はこれ
らに準ずる者

二、三（略）

平成29年4月25日（火）
元榮太一郎（自民）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

3問 公正証書作成の適用除外の範囲について、主たる債務者が法人である場合等とのバランスを考えると、主たる債務者が個人事業主である場合の配偶者は、共同して事業を行う配偶者に限定するべきとも考えるが、法務当局の所見を問う。

（答）

1 改正法案の内容

改正法案の検討の過程では、個人事業主の配偶者を公証人による意思確認の手続の例外とするのが適切かについて、様々な意見があった。

その中でも、中小企業団体や金融機関からは、主債務者が法人である場合の主債務者の代表者等の配偶者については、経営者との経済的一体性や経営の規律付けの観点からは保証人となることに合理性があり、現にこの配偶者が保証人となる事例は少なくないことを踏まえ、公証人による意思確認の手続の例外とすべきであるとの強い意見があった。

しかし、改正法案においては、公証人による意思確認の例外とすべき配偶者の範囲としては、法人である事業者の代表者等の配偶者を含めないこととし、飽くまでも個人事業者の配偶者であって、かつ、共同して事業を行う者又は事業に現に従事しているものに限定して、例外扱いをすることとしている。

2 理由

個人が事業を営んでいる場合には、その個人の財産がその事業に供され、かつ、その利益はその個人に帰属することとなるが、その個人事業主が婚姻しているときには、事業に供した個人の財産及び個人が得た利益は、その配偶者と共に形成した夫婦の共同財産であると評価され得るものである（注

1)。

そして、夫婦の共同財産が事業に供されるだけでなく、その配偶者がその事業に現に従事しているのであれば、事業を共同で行う契約などが夫婦間に存在せず、共同事業者の関係にあるとまでは言い難い事例であっても、財産や労務を事業に投下し、他方で、利益の分配を受けているという点で、実質的には個人事業主と共同して事業を行っているのと類似する状態にあると評価することができる（注2）。

そうすると、個人事業主の事業に現に従事している配偶者は、その個人事業主の事業の成否に強い利害関係を有し、その状況を把握することができる立場にあるといえる。

他方で、法人が事業を行っている場合における法人の代表者等の配偶者については、ここまで述べたような意思確認の手続の例外とすべき実質的な事情が存在しない。

3 結論

このように、改正法案においては、中小企業等の実情も踏まえた上で、保証のリスクを認識せずに保証人となるといった被害を防止するという公証人による意思確認手続創設の趣旨に鑑み、個人事業主の配偶者についてのみ、かつ、あくまでも共同して事業を行う配偶者又は事業に現に従事している配偶者に限定して、意思確認手続の例外としたものであり、合理性があると考えている。

(注1) このことは、法的にも、離婚後の夫婦の財産について財産分与が認められることからも裏付けられているものと解される。

財産分与における分与対象財産となるのは、「当事者双方がその協力によって得た財産」（民法第768条第3項）であり、基準時（別居時等）において存在する夫婦の財産から双方の特有財産を除外した実質的共有財産である。

なお、特有財産とは、例えば、婚姻前から各自が所有してい

た財産や、婚姻中に各自が相続や贈与によって取得した財産などである。

(注2) 「共同して事業を営む」という共同事業者の要件をより緩和して理解することで、配偶者を例外とする規定を設けないこととすべきであるとの意見もある。しかし、そのように解した場合には、その財産の一部でも事業のために利用した場合には、現に事業に従事していないくとも「共同して事業を営む」と理解することになるから、かえって、例外とされる配偶者の範囲が拡大することになる。

平成29年4月25日（火）
元榮太一郎（自民）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

5問 今回の法案の提案理由である「社会経済情勢の変化」は、民法全体に当たるるものと考えるが、債権法以外の分野における今後の民法改正予定について、法務当局に問う。

（答）

今回の改正対象以外の分野においても、民法を社会経済の変化に適切に対応させていくことは重要であると認識しており、例えば、相続法制の分野については、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、法制審議会民法（相続関係）部会において、平成27年4月から調査審議が進められている。

同部会においては、主として、①配偶者の居住権を保護するための方策、②相続人以外の者の貢献を考慮するための方策のほか、③遺産分割、遺言制度、遺留分制度等に関する見直しについて議論がされているものと承知している。

今後も、民法のうち、債権法以外の各分野について、具体的な改正の必要性を見極めながら、個別に見直しを検討してまいる所存である。

平成29年4月25日（火）
元榮太一郎（自民）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

6問 今回の改正について、政府としてどのように周知する予定か、国民に発信したいメッセージと併せて、法務当局に問う。

（答）

1 周知の必要性に対する認識

改正法案は、民法のうち債権関係の諸規定を全般的に見直すものであり、国民の日常生活や経済活動に広く影響を与えるものであるから、法律として成立した後は、その見直しの内容を国民に対して十分に周知する必要があると考えている。

2 周知方法

具体的な周知方法については、国会における審議の結果や各種関係団体等を含めた国民からの意見も踏まえつつ、今後検討していくが、例えば、全国各地での説明会の開催や、法務省ホームページのより一層の活用、分かりやすい解説の公表などを想定している。

法務省としては、改正法が適切に施行されるよう、国民各層に対して効果的な周知活動を行う所存である。

なお、保証に関する改正をはじめとして、消滅時効や定型約款等、一般の国民に対して影響が大きい個別のテーマについては、国民生活のうち具体的にどのような場面に影響があるかを踏まえつつ、各テーマ別に周知方法を工夫し、国民に対して届けるメッセージも異なるものとなるようにすることが、効果的な周知に当たっては、肝要であるものと考えられる。

このような観点も含め、効果的な周知活動の在り方について関係諸機関とも協力しつつ検討してまいりたい。